

市内ユニークベニユーを活用した展覧会の企画・運営業務 仕様書

1 委託業務の名称

市内ユニークベニユーを活用した展覧会の企画・運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託金額の上限

金4,500,000円(税込)

4 委託料の支払い条件

本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

なお、前金払及び部分払は行わない。

5 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであるため、留意すること。

6 事業の趣旨・目的

本市では、京都の強みである文化力を最大限に活かし、文化と経済の好循環の創出に向け、「アート市場活性化事業」に取り組んでいる。

本事業は『Art Collaboration Kyoto』や、『CURATION≠FAIR Kyoto』、『Art Rhizome KYOTO』と同時期に市内ユニークベニユーを活用した展覧会を開催するとともに、京都の若手アーティスト等と各アートイベントに参加するVIP等との交流の機会を創出し、京都のアーティストの国内外への飛躍及びアート市場の活性化につなげるものである。

7 委託業務の内容

市内ユニークベニユーを活用した展覧会の企画・運営に係る以下の業務を行うこと。

- (1) 本展覧会の開催に向けた企画の立案、実施
- (2) 事業を実施するに当たっての広報業務（ウェブ及びSNSの運営等）及び印刷物のデザイン・印刷（印刷物の内容や数量は、本市と協議のうえ決定する）
- (3) 京都の若手アーティスト等の選定、連絡・調整
- (4) 本展覧会の会場となるユニークベニユーとの連絡・調整
- (5) 業務を推進するに当たってのスケジュール管理や支出に関する証票の管理、関係者、関係団体との調整等の進捗管理
- (6) 各アートイベントのVIPをはじめ、国内外のアート関係者と京都の若手アーティスト等の交流の機会を創出すること。

8 提出物

(1) 広報印刷物、資料等

データ及び書面等により、作成後速やかに提出すること。

(2) 実施報告書

本業務終了後、データ及び書面により、速やかに提出すること。

なお、作品展示・販売状況等、別途本市と協議のうえ決定した事項については、随時報告すること。

※ 報告書については事前に案を作成し、本市担当職員の承認を得た後に本成果物として提出すること。

(3) 業務完了届及び請求書

業務終了後、データ及び書面により、速やかに提出すること。

(4) その他本市が指示するもの

上記のほか、本市からの指示に応じて本業務に関する資料を提出すること。

9 支払手続

(1) 委託業務完了後、京都市において上記「6 (2) 実施報告書」の内容等に基づき履行を確認したうえで、受託者の請求により支払う。

(2) 受託者は委託業務に要した経費を報告し、契約締結時の見積金額との差額（剰余）が生じる場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

10 留意点

(1) 本事業の実施に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は本市が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

(2) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、企画・広報内容の決定など判断を要する場合、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市の担当者に確認し、その指示に従うこと。

(3) 各種法令及び基準等を守ること。

(4) 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。

11 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出

受託者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受託者」という。）は、委託業務を開始する前に、本市が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、本市による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(2) 秘密の保持

受託者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(3) 個人情報総括管理者

受託者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(4) 従業員の監督

受託者は、従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業員に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 個人情報の適正な管理

ア 受託者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、以下に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

イ 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。

ウ 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。

エ 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。

オ 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。

カ 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(6) 再委託の制限

ア 受託者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りでない。

イ 受託者は、本市の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を本市に通知しなければならない。

ウ 第三者に再委託した場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、本市に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(7) 個人情報の目的外利用の禁止

受託者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(8) 個人情報の第三者提供の禁止

受託者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合において委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(9) 個人情報の不正な複製等の禁止

受託者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(10) 遵守状況の報告

ア 本市は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受託者に求めること及び当該取扱いについて受託者に適切な措置をとるよう指示することができる。

イ 受託者は、遵守状況の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(11) 立入調査等

ア 本市は、受託者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受託者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

イ 本市は、この仕様書に係る受託者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

ウ 受託者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(12) 提供した資料の返還

受託者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、本市の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(13) 事故の発生 of 報告義務

受託者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに本市に報告し、本市の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(14) 契約の解除及び損害の賠償

本市は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

ア 委託業務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。

イ 前号に掲げる場合のほか、この仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

ウ 個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受託者が負うものとする。